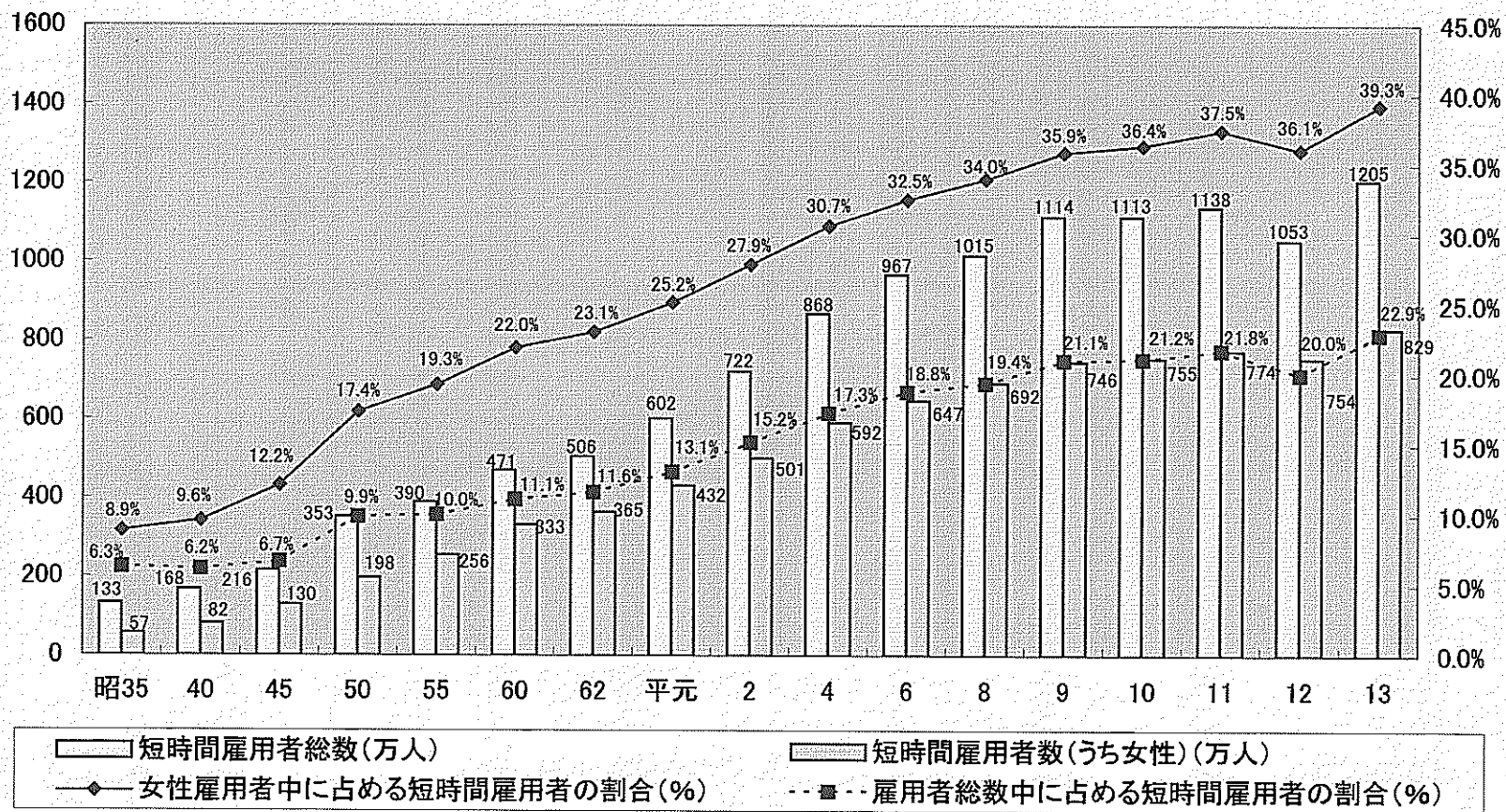


## 資料集(パート編)

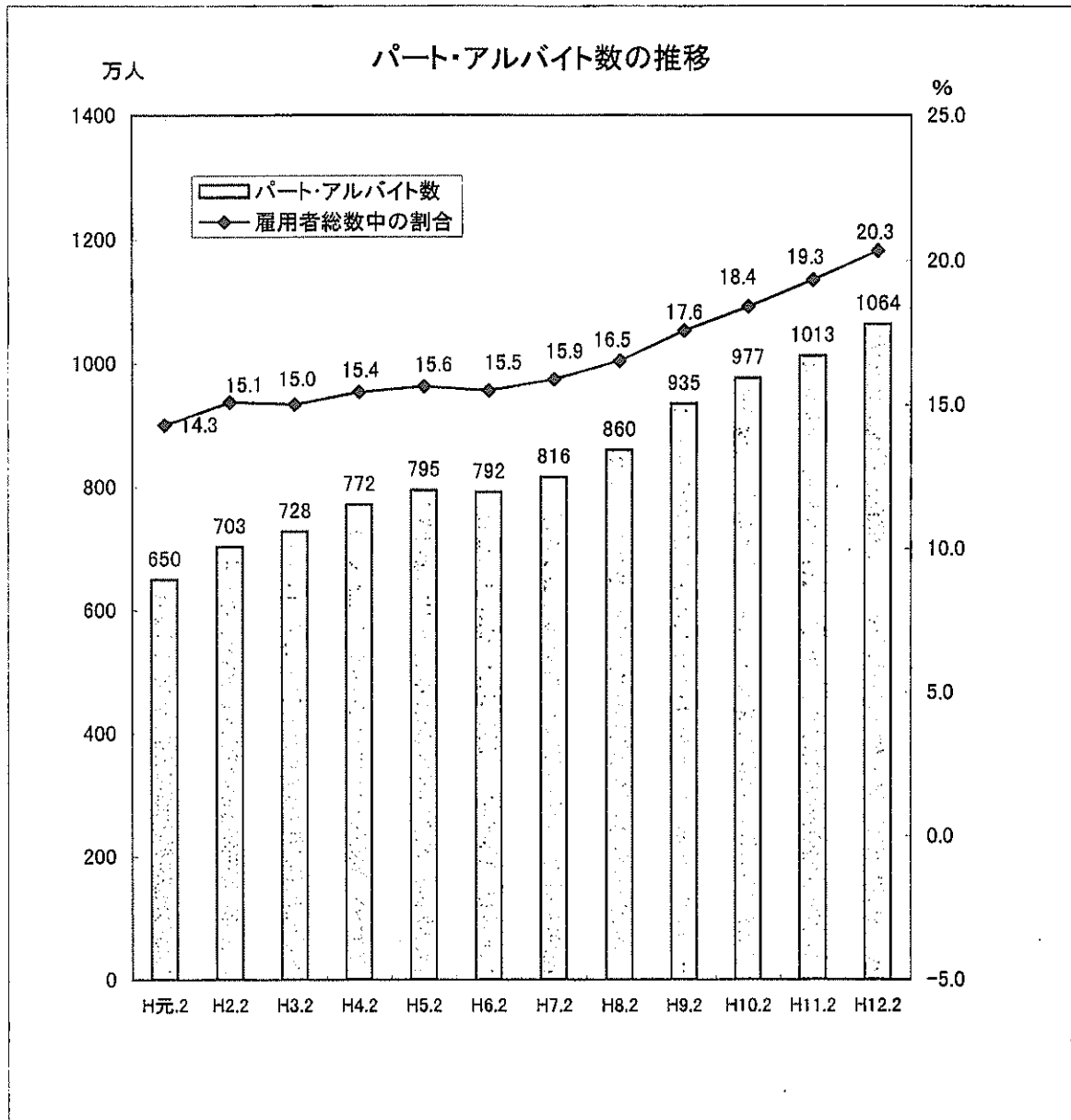
	頁
・ 短時間雇用者数の推移(非農林業) .....	1
・ パート・アルバイト数の推移 .....	2
・ 就業形態の多様化について .....	3
・ 男子雇用者の現状について .....	4
・ 女子雇用者の現状について .....	5
・ 週就業35時間未満の者の分布(業種別) .....	6
・ 産業別、パートタイム労働者比率 .....	7
・ 職業別短時間従業者比率(男女計) .....	8
・ 性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり 所定内給与額の推移 .....	9
・ 女子パートタイム労働者の年収について .....	10
・ パートタイム労働者の有効求人倍率の推移 .....	11
・ パートタイム労働者を雇用する理由別事業所割合 .....	12
・ パートタイムで働く理由別労働者割合 .....	13
・ パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数 .....	14
・ 近年における厚生年金被保険者数等の推移 .....	15
・ 厚生年金被保険者比率等(対人口)の推移 .....	16
・ 厚生年金被保険者比率、35h未満雇用者(対雇用者)の推移 .....	19
・ 年齢別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者)の推移 .....	22
・ 業態別厚生年金被保険者比率(対非農業の雇用者)の推移 .....	25
・ 年金保険(医療保険)における被保険者の区分について .....	26
・ 社会保険の加入状況別パート労働者割合 .....	27
・ 就業形態別社会保険の適用状況 .....	28
・ 多様な就業形態のあり方に関する調査研究【(財)21世紀職業財団】 .....	29
・ パート労働者の課題と対応の方向性 (パートタイム労働研究会中間とりまとめのポイント) .....	40

短時間雇用者数の推移(非農林業)



注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

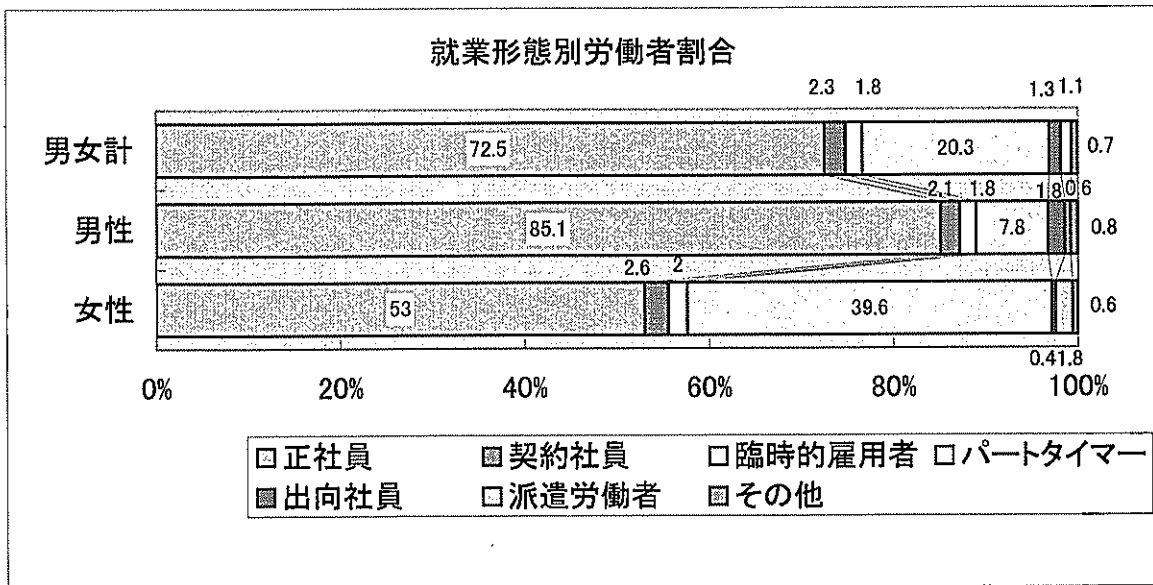
資料出所:総務庁統計局「労働力調査」



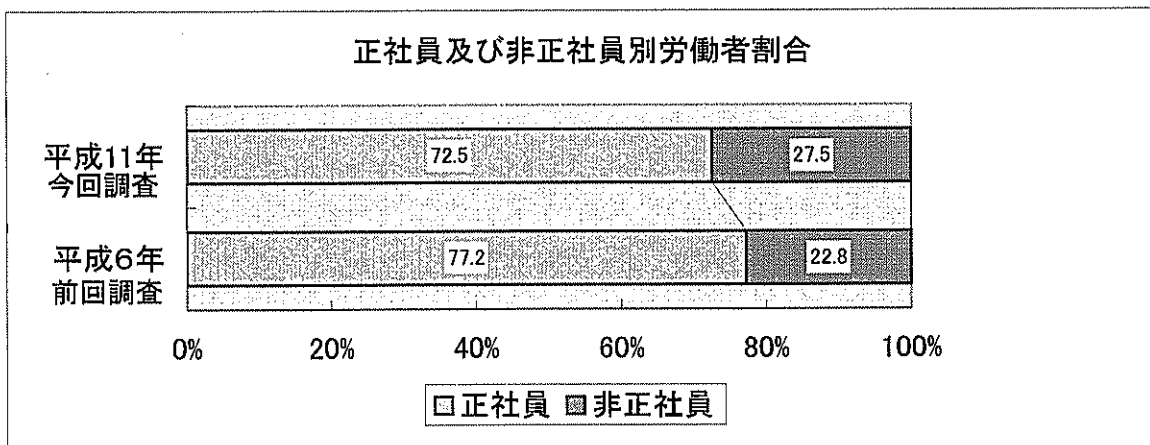
資料出所: 総務省統計局「労働力調査特別調査」

(注) 「パート・アルバイト」とは、勤め先における呼称がパート、アルバイトである雇用者をいう。  
 (備考) 総務省統計局「労働力調査」(平成12年)によれば、「短時間雇用者」(週間就業時間が35時間未満の雇用者)は1,053万人となっており、雇用者総数の20.0%を占めている。

## 就業形態の多様化について



※調査対象事業所における労働者割合。



### 非正社員の就業形態別労働者割合(%)

計	契約社員		短時間のパート		出向社員		派遣労働者	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
100	2.3	1.7	14.5	13.7	1.3	1.4	1.1	0.7

注:「短時間のパート」の今回は「パートタイマー」の数値。

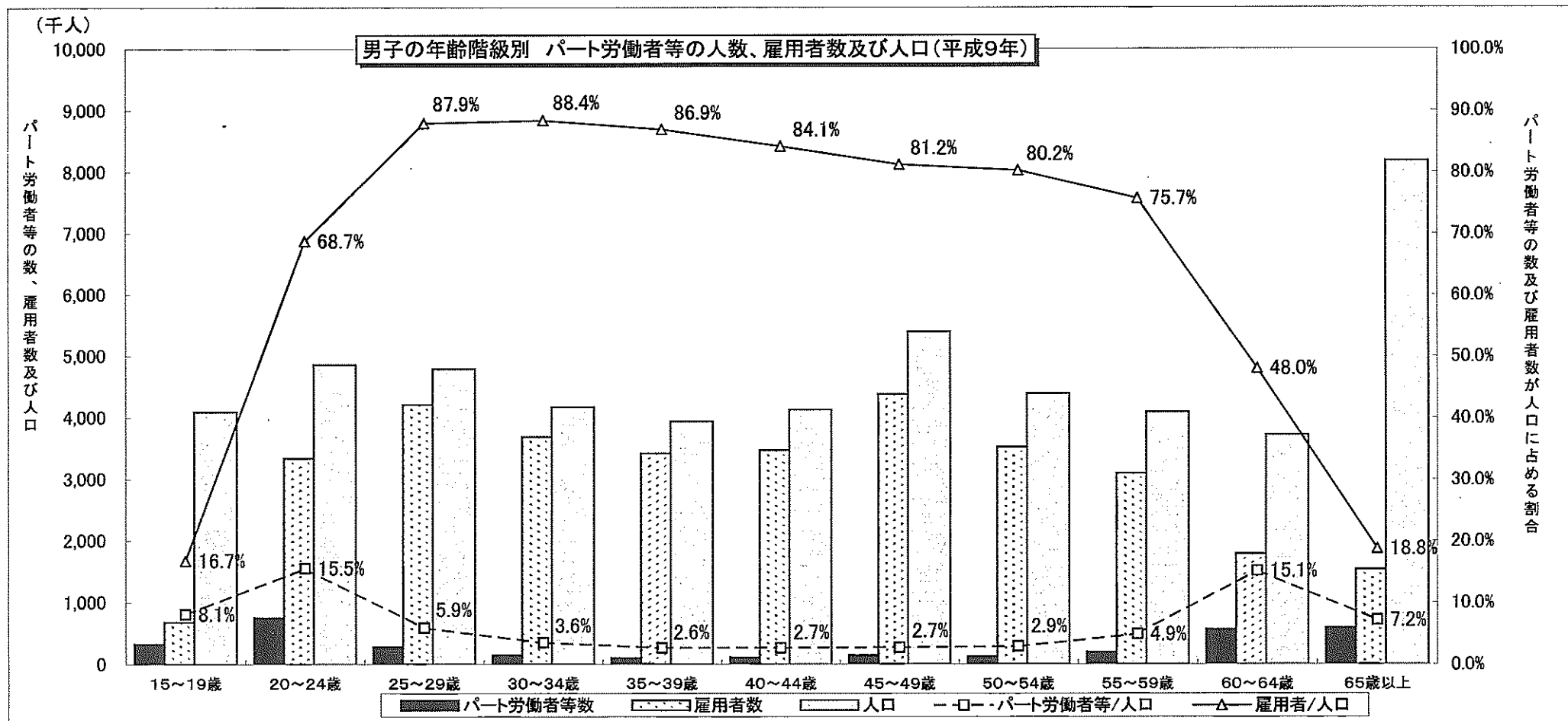
注:「パートタイマー」は「短時間のパートタイマー」及び「その他のパートタイマー」を含む。

「短時間のパートタイマー」は、いわゆる正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めがない者。

「その他のパートタイマー」は、いわゆる正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

資料出所:労働省「平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

# 男子雇用者の現状について

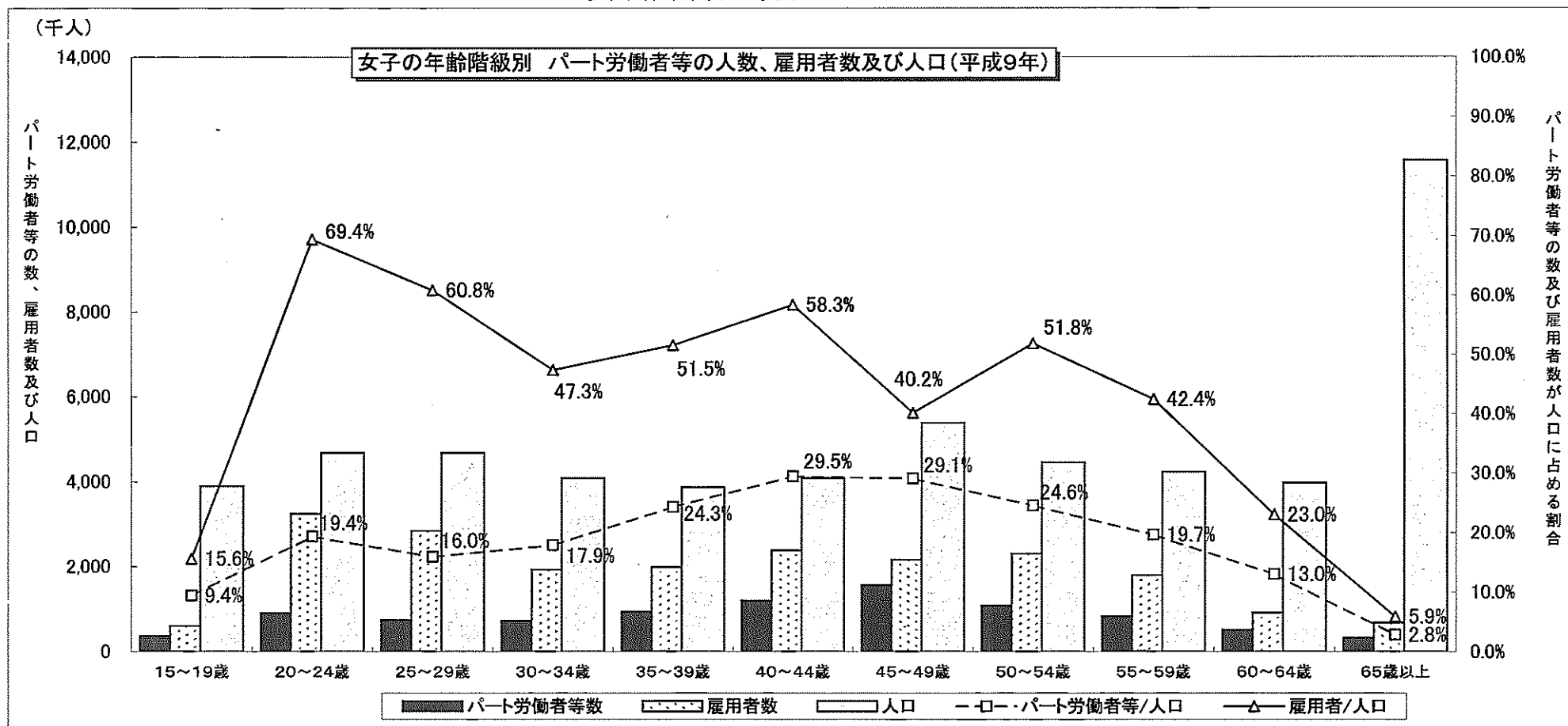


(千人)	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	年齢計	割合
人口	4091	4857	4789	4169	3934	4126	5398	4391	4090	3722	8181	51,748	100.0%
雇用者数	685	3338	4210	3684	3418	3472	4381	3522	3096	1787	1537	33,136	64.0%
パート等労働者数	331	755	283	148	104	110	147	127	200	563	587	3,355	6.5%

(出典) 総務庁統計局 「平成9年 就業構造基本調査報告」

(注) 「パート労働者等」については、雇用者のうち、民間の役員及び正規の職員・従業員のいずれにも該当しない者として計算した。  
 (注) 「パート労働者等」については、職場における呼称による分類であることから、厚生年金保険の適用と直接の対応はないことに留意する必要がある。

# 女子雇用者の現状について



	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	年齢計	割合
(千人)													
人口	3,899	4,679	4,679	4,082	3,866	4,085	5,381	4,456	4,234	3,976	11,577	54908	100.0%
雇用者数	609	3,245	2,844	1,932	1,992	2,383	2,161	2,305	1,797	916	684	20868	38.0%
パート等労働者数	368	906	747	732	939	1,204	1,568	1,093	833	518	328	9236	16.8%

(出典) 総務庁統計局 「平成9年 就業構造基本調査報告」

(注) 「パート労働者等」については、雇用者のうち、民間の役員及び正規の職員・従業員のいずれにも該当しない者として計算した。

(注) 「パート労働者等」については、職場における呼称による分類であることから、厚生年金保険の適用と直接の対応はないことに留意する必要がある。